

秩父市農業委員会 令和6年 第11回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年11月22日(金) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和6年11月22日(金) 午後3時39分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	欠席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席	●		高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席	●	第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長      ○印 会長職務代理者      ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について (8件)

議案第48号 農地法第2条第1項の規定する農地に  
該当するか否かの判断について (4件)

日程第8 閉議・閉会

#### 5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	新井正巳	
主事補	高野友陽				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（横田 友会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（横田 友会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（横田 友会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

**議長（横田 友会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（横田 友会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

12番 井原 愛子 委員 及び 13番 新井 一雄 委員 以上、お二人をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（横田 友会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

**江田事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。

今回は「1、農業用施設の設置について」が4件となっております

番号1と3は老朽化した既存倉庫を新しい倉庫に建替えるための届出です。

また、番号2と4については、すでに農業用倉庫を設置していたとのことで、遅れて届出書が提出されました。

以上でございます。

### 日程第6 審議議案の報告

**議長（横田 友会長）** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

1 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

1 ページ議案番号 4 3 となっておりますが 4 6 に、2 ページ議案番号が 4 4 となっておりますが 4 7 に、4 ページ議案番号 4 5 を 4 8 に、それぞれ訂正をお願いいたします。

最後に 4 ページ番号 1 の所在の字名ですが、「●」と「●」れるの文字を入れ替えていただき「●●」に訂正をお願いいたします。

訂正は以上です。

それでは、令和 6 年 第 1 1 回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第 4 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	が	2 件
議案第 4 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	が	8 件
議案第 4 8 号	農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に 該当するか否かの判断について	が	4 件

以上でございます。 よろしくをお願いいたします。

#### 日程第 7 議案審議

議案第 4 3 号上程 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第 4 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 番号 1 についてご説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字●● 田 2 筆 合計●, ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●から南西に●●●m 付近に位置しています。

申請事由は、農業経営規模拡大のためです。

このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡しの話がまとまり、申請に至りました。

譲受人は、田を●, ●●●㎡、畑を●, ●●●㎡、合計●●, ●●●㎡の農地を既に所有しております。

これらの農地について、●●月●●日に担当委員と担当職員が現地を確認したところ、耕作及び保全管理の状態になっていました。

このことから所有農地の全部効率利用要件は達成していると考えられます。

譲受人の農作業歴は●●年あり、妻と共に耕作を行う予定です。

また、作付計画では、水稻栽培を行う計画で、農機具については、耕うん機●台、トラクター●台、コンバイン●台、穀物乾燥機●台を所有しています。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、耕作の状態になっていました。

説明は以上です。

事務局(新井主査) 私からは番号 2 について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●● 田 1 筆●●●㎡で、●●●●●●●●●●●●●●●●線と●●●●●●●●の●●●●●●●●交差点から 西に約●. ●Km に位置しており、平成●●年に相続により取得し

た土地です。

譲受人は、自営業でございます。

当申請地は、譲受人の自宅に隣接していることから、この農地を以前から使用しており、譲渡人との話がまとまり、このたび申請に至りました。

譲受人の所有する農地は自宅横に少しありますが、面積も少ないことから、以前からのこの農地をお借りして 野菜等の栽培を行っております。

保有する農機具等につきましては、管理機●台を所有しております。

また、作付計画では、●●●●●、●●●●、●●、●●●、●●●●、●●●●●などの野菜を栽培する予定です。

なお、●●月●●日 現地を確認したところ、自宅に隣接していることもあり、●●●●●●、●●●●、●●、●●●等が作付けてありました。

説明は、以上でございます。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番 黒沢です。番号1について意見を申し上げます。

譲受人は田を●、●●●㎡、畑を●、●●●㎡を所有しております。

経営規模拡大ということで2筆●、●●●㎡を取得するとのことでした。

また、耕うん機●台、トラクター●台、コンバイン●台、穀物乾燥機●台を所有しています。

担当推進委員の齊藤さんと現地を確認したところ、きれいに耕うんされていました。

特に問題ないと思います。

ご審議をよろしくお願いいたします。

**4区 齊藤 稔推進委員** 4区推進委員の齊藤です。

現地は2筆 田で耕作状態でありました。

譲受人は他にも農地を管理しており、保全管理と耕作中の状態でした。

経営規模拡大とのことですが、特に問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

**10番 芦田 希美委員** 10番 芦田です。番号2について意見を申し上げます。

現地を確認したところ、野菜などが栽培されきれいに管理されておりました。

譲受人は●●歳で年齢も若く、管理機も所有しておりなんら問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**5区 新井 明弘推進委員** 5区の新井です。

●●月●●日に現地を確認したところ、きれいに耕作されておりました。

ここはよく通るのですが、いつでもきれいになっているなど思っていたところで、問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区の小久保です。

契約の内容に売買とありますが、1反あたりいくら位の売買額なんですか。

**事務局（川上主任）** 売買価格については、事務局で助言等は行っておりません。

個人間で決めていただいている状況です。

**3区 小久保 健司推進委員** 規定はないということですね。

**事務局（川上主任）** おっしゃるとおりです。

**3区 小久保 健司推進委員** それから賃借の場合の賃料はどうなっていますか。

**事務局（川上主任）** 中間管理制度を利用するの賃借で、営農組織等が関わるときなどは、田がいくら、畑がいくらという金額が設定されるようです。

個人間の賃借については、先ほどの売買と同様に関わってはおりません。

議長（横田 友会長） 他に質問等はございますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第47号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （8件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から4について説明いたします。

まず番号1についてです。

議案書の2ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●から南東に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

譲受人は現在実家で両親と暮らしておりますが、子どもが生まれ手狭になったため、学校が近く利便性が高い申請地に、自己用住宅を建築し居住したいとしてこの度申請に至りました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画は整っており、隣接する農地の耕作者からは本申請に対する承諾書が添付されています。

なお、申請地の一部は平成●●年から砂利が敷設された進入路として利用され、違反状態になっており、違反転用の経緯などが記載された始末書が添付されています。

現地を確認したところ、一部違反転用状態、残りの大部分は防草シートで覆われていました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●畑 1筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から東に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

譲受人は現在●●で仮住まいをしておりますが、子どもが生まれ手狭となったため、夫と妻の実家が近く、閑静で住環境のよい申請地に自己用住宅を建築し居住したいとしてこの度申請

に至りました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画は整っており、隣接地に承諾書が必要となる農地はありません。

現地を確認したところ、保全管理の状態になっていました。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から西に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

本件は、一時転用で転用目的は資材置場兼駐車場です。

申請事由について説明します。

譲受人は、申請地周辺で工場建設工事を受注しており、建設予定地から近い資材及び車両の置場を探していたところ、譲渡人と話がまとまりこの度申請に至りました。

権利の種類は賃借権で、期間は令和●年●月●日から1年間を予定しており、事業完了後は農地へ原状復旧を行います。

また資金調達計画は整っており、隣接する農地の耕作者からは本申請に対する承諾書が添付されています。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 字●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から南西に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、土地改良等の施行に係る区域内的の農地として第1種農地と判断しました。

転用目的は農業用施設です。

申請事由について説明します。

申請地は平成●年から譲渡人の父が稲の掛け干しを行う木などを収納する農業用倉庫として利用していました。

この度、近隣農地を所有する譲受人が付近で農業用倉庫を探していたところ、申請地を利用する意思のない譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

本件の農業用施設の面積は200㎡以下ではありますが、権利の移転が伴うため農地転用許可を受ける必要があります。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画は整っており、隣接地に承諾書が必要となる農地はありません。

また申請地は農業振興地域の農用地であります。農用地用途区分変更申出が農業政策課へ提出され、手続きが完了しています。

現地を確認したところ、農業用倉庫として利用されていました。

説明は以上です。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号5について説明いたします。

譲受人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●畑 3筆 ●●●㎡で、●●●● ●●駅の南東●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、福利厚生施設と緑地です。

申請事由ですが、譲受人の工場増設に伴う建築確認申請のため敷地を調査したところ、申請地は農地転用の許可を得ないで、平成●年●月より、社員の福利厚生施設としてテニスコート及び景勝緑地として使用していることが判明しました。

引き続き同じ目的で利用したいことから、始末書添付の上、申請がなされたものです。

申請地は、工業地域内の農地で隣接する農地は無く、問題は無いと考えます

私からの説明は以上です。

**事務局（小川主幹）** 番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●字 ●●畑 2筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●の西側道向かいに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅●棟を計画しております。

申請事由につきまして、譲受人は、不動産業及び建築業を営んでおります。

申請地周辺は閑静な場所で住環境も良いため住宅の要望が多い地域であり、建売住宅を建てる土地を探していたところ、今回の話があったとのことでございます。資金計画は整っております。

なお、申請地は耕作されておりましたが、一部は、●●●●●●●として整地されているため、譲渡人の始末書が添付されております。

番号7番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●字 ●●●畑 2筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●の南側に隣接する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅を計画しております。

申請事由につきまして、譲受人は現在アパート住まいであり、日常手狭になってきたので自身の住宅を建てる計画をいたしました。

資金計画は整っております。

隣接農地の所有者からの承諾書が添付されております。

申請地は、●●で管理されておりました。

私からの説明は以上です。

**事務局（江田事務局長）** 番号8について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ● 畑 1筆 ●●●m<sup>2</sup>、令和●年 相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●線 ●●●●●●●●より南東に約●●●mの所にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在家族とともに●●のアパートに居住しておりますが、手狭となってきたことから、妻の父親所有の申請地に自己用住宅を建築したいとのことで申請されました。

契約の内容は使用貸借権で、隣接農地は譲渡人の所有する農地のみとなっています。

資金調達計画は整っております。

先日、豊田委員さんと現地を確認したところ、耕作準備の状態となっております。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**2番 吉川 稔委員** 2番 吉川です。番号1と2について意見を申し上げます。

まず番号1ですが、概要については事務局の説明したとおりです。

細くなった部分には砂利が敷かれたところがあり、違反状態が発覚しましたので、後に始末書を提出いただいたとのこと。

住宅を建築する予定の部分には防草シートが貼られています。

保全管理状態と言えますが、農地パトロールでは「耕作」と入力しました。

「保全管理」という項目が無いので、果たしてこの状態を「耕作」としてよいのか疑問ではあります。

この辺りを来年の課題として考えていただけたらと思います。

それ以外については特に問題はないと考えます。

続いて番号2です。

●や●●が植えてある部分を確認しました。

他は保全管理の状態でした。

特に問題はないと思います。

皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番 黒沢です。番号3、4について意見を申し上げます。

まず番号3ですが、建設現場の近くに資材置場・車両置場を探していたところ、申請地が見つかったとのことで、面積が●●●㎡です。

隣接農地の承諾書も添付されております。

鉄板を●●枚敷き、土砂や車両を置くとのことです。

期間は令和●年●月●日から●年間を予定しているそうです。

現地を確認したところ、保全管理状態でした。

特に問題ないと思います。

続いて番号4ですが、農業用倉庫●●㎡、昔、親の代に「はで置場」として作られました。

現地を確認したところ、倉庫で、「はで木」が収納されておりました。

特に問題ないと判断いたしました。

ご審議お願ひいたします。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号5について申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

申請地は農地転用されずに、以前からテニスコートとして利用されておまして、工場増設の計画で調査したところ発覚し、申請となったとのことです。

始末書も添付されており、やむを得ないのではと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。番号6について意見を申し上げます。

概要は事務局からの説明のとおりです。

譲受人は、当該農地に住宅●棟を建設し、販売したいとのことです。

現地を確認したところ、当該農地の大半が耕作の状況でした。

また、当該農地の北側に近年車道が新設されたことから、周囲すべてが車道で囲まれた農地となっています。

所有者は●名ですが、そのうちの●名は県外在住であり、また、近年宅地化も進んでいる地域でもあることから、やむを得ないと感じました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**12番 井原 愛子委員** 12番 井原です。番号7について説明いたします。

概要は事務局説明のとおりです。

現在該当地は●●●が植えてある状態でした。

自己用住宅を建設するとのことで、致し方ないのかなと思います。

皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。

**7番 豊田 恵男委員** 7番 豊田です。番号8について説明いたします。

先日事務局長と現地を確認しました。

きれいに耕作できる状況でした。

住宅が建設されても周囲に影響はないと判断しました。

娘夫婦が親の近くに家を建てるとのことで、問題ないと思いますのでご審議よろしくお願ひ

します。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。  
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。  
（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第47号について、賛成する諸君の挙手を求めます。  
（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、議案第47号についてはそのように決しました。

議案第48号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか  
否かの判断について （4件）

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第48号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。  
まず番号1、2、3を審議したいと思います。  
それでは事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（小川主幹）** 番号1について説明をいたします。

申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 ●,●●●m<sup>2</sup> ●●●の南西約●●●mに位置する土地でございます。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

土地の所有者から非農地判断について申し出があり、●●月●●日に新田委員さん、小久保委員さん、田口委員さんと現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により現地調査を行いました。

現地周辺は地形としては山裾にあたり、現地は大棚川に架かる橋を渡った対岸にございました。

申請地は、法面になっております。

高低差は●●mくらいの急斜面で草刈り等の管理はされておりましたが、耕作するには適さない土地だと見受けました。

申請地の上の段には、農地があり保全管理されております。

下の段にも、農地があり、耕作されておりました。申請地の南側は山林に接しております。

私からの説明は以上です。

**事務局（江田事務局長）** 私からは、番号2および3について説明をいたします。

案内図をご覧ください。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 番号2が●. ●㎡、番号3が●●㎡ どちらも昭和●●年、申請者が贈与により取得した土地となります。

所在地は秩父橋の北およそ●kmのところとなります。

この2筆について 農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かの判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があり、●●月●●日に豊田委員、栗原推進委員、関根推進委員と現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、

以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により現地調査を行いました。

まず、番号2は現況が公衆用道路となっており、市道の幅が狭いためすれ違う際の待避所のような状態でありました。

面積も●. ●㎡とわずかであり、ここを畑として耕作した場合、通行の妨げともなり農地に復元することが著しく困難、あるいは農地として復元しても継続して利用することはほぼ不可能と思われま

す。続いて番号3ですが、現地には江戸時代と思われる年号や戒名らしき刻印が入っている墓石が散乱しておりまして、墓地と思われま

す。本申請地を畑として耕作することは情形的に大変厳しく、農地に復元することは著しく困難であると思われま

す。また、2筆とも●. ●㎡、●●㎡とわずかな面積でもあり、仮に非農地となった後、近隣に悪影響を及ぼすような管理はされないと思われま

す。本案2件が転用案件に該当するかどうかを農林振興センターに照会をしたところ、「本来であれば転用案件とも思われるが、非常にレアなケースであり、別な方法があるのであれば検討されてもよいのでは」との回答を受けました。

いずれにしても、2件とも農地として継続して管理することはほぼ不可能と思われま

す。通常非農地判断とは異なり複雑で分かりづらい内容と思いますが、ご審議よろしくお願

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局と小久保推進委員と田口推進委員とで現地確認をしました。

非農地判断となりますと、竹なり篠なり雑木などが茂っていて、入って行けないなどということが多いわけですが、今回の申請地は非常に管理されており、きれいな状態でありました。法面ではありますが、写真で見るよりも急勾配であります。

親の代から耕作されていないとのことで、現地に行ってみて納得した次第です。

よくこの斜面を草刈りしているなあと感心しました。

果樹を植えることも考えられますが、現地を見ると無理だなと感じました。

皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。

### 3区 小久保 健司推進委員 3区推進委員の小久保です。

現地は、写真を見るよりも勾配がきついです。

写真の手前に木が植えてありますが、●の木で、何本か植えてありました。

収穫した形跡はありませんでした。

先ほど新田さんの説明にもありましたが、非常に手入れが良くしてありまして、感心するくらいでした。

草刈も苦労されたのではと推察します。

月1回位の頻度で行っているのではないかと思うほど、きれいになっていました。

今回、非農地判断とのことですが、この所有者の他の土地についてもとても良く管理されておりまして、非農地なっても引き続き管理していただけるのではと強く思います。

ご審議よろしく願いいたします。

### 3区 田口 徳行推進委員 3区推進委員の田口です。

現地を見たときにとても驚いたのは、非常に急勾配で40度位あるのではと思いました。

草刈りも良くされており管理されている状態です。

手前に●がありますが数本植えてあり、全体ではなく一部の利用となっていました。

農地として利用するには、石積みでもして段々畑にでもすれば可能かと思いますが、労力をかけることも不可能と思いますので、致し方ないかなと感じました。

ご審議のほどよろしく願います。

### 7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号2と3、合わせて意見を申し上げます。

●●月●●日に江田局長と推進委員の栗原さん、関根さんと現地を確認しました。

どちらも現況地目は公衆用道路でして、現地を見ながら相談もしたのですが、非農地判断としては異例な案件でありました。

ここは昔、某工務店が荒川から砂利を運搬するトラックの通り道でして、県道までの間にすれ違う場所が2か所位しかなくて、今回の申請地のところでもすれ違いをしていたと思われま

す。

番号2は道路、番号3は墓地の状態ですのでやむを得ないと思います。

担当推進委員の意見も聞きながら、ご審議をよろしく願いいたします。

### 2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

現地を確認しましたが、番号2は現状を畑に戻すとなると意地悪をするように思われるほど、道路として使われていました。

番号3についても持ち主のいないお墓を片付けるのも大変だろうと思いました。

非農地として認めざるを得ないと思います。以上です。

**2区 関根 正男推進委員** 2区推進委員の関根です。

豊田委員、栗原推進委員の言うとおりに、番号2は道路であり、番号3は所有者の分からない墓地でありまして、農地としての価値はほとんどないと思われまます。

皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

**5区 岡田 英幸推進委員** 5区の岡田です。番号3ですが所有者が分からない墓地とのことですが、申請はできるのですか。

**事務局（江田事務局長）** 今回は登記上の所有者の方からの申請になります。

ただ、このお墓は所有者の先祖のお墓ではないそうです。

代理人の方の説明では、閉鎖登記簿を確認したところ、申請者の先代が高利貸をしていたそうで、借金の方に周りの農地とともに譲り受けたようです。

戦後の農地改革のときに、何故か墓地部分が分筆され、隣接農地は別の方に所有権が移ったのですが、墓地だけが申請者に贈与となったようです。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区の小久保です。

同じような質問になるとと思いますが、墓地部分は分筆されているんですね。

**事務局（江田事務局長）** 分筆されております。

**3区 小久保 健司推進委員** 地目は畑となっていますよね。現況は墓地なんですね。

**事務局（江田事務局長）** 畑のまま残ってしまったという表現になろうかと思ひます。

**5区 高田 忠一推進委員** 5区の高田です。

想像なんですけど、昔は畑や山林の売買のときに墓地が含まれていたら、その部分を除いて売買したんだと思うんですよ。

今回もそのような感じで墓地が残ってしまったんじゃないか、そう思ひます。

番号2も似たような感じで残ってしまったのではないかと思ひます。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号 番号1、2、3について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員賛成であります。よって、「農地に該当しない」と判断することに決しました。

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第48号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」番号4を議題といたします。

番号4につきましては、13番 新井 一雄 委員が議事参与の案件となりますので、退席をお願いいたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（高野主事補）** 私からは番号4について説明します。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●m<sup>2</sup>で●●●●●●●●から東へ約●●●mに位置しております。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断の申し出があり、●●月●●日に新井範農業委員、木村誠司農地利用最適化推進委員、木村雄一農地利用最適化推進委員と現地を確認しました。

なお、平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとするされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき

以上の2点により現地調査を行いました。

現地は、秩父市道に面していますが、草をかき分けて通るような場所です。

南側に山があり日当たりが悪く、荒川に向かって若干の傾斜地となっております。

申請地に大きな樹木などは生えておらず、全体的に2m程度のススキ等の草が一面に生えているような状況でした。

画像では桑の木などが写っていますが、いずれも隣接する農地であり今回の申請人とは所有者も異なります。

令和5年度の農地パトロールの結果は、遊休農地、黄判定となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号4について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日、現地確認をしましたが、市道もこれほどではないですが草が生えている状況でして、これが道なのかと思うほどのところでした。

2m程のススキ、カヤが生えていましたが、重機でも入れればすぐに畑に戻すことは可能ではと感じました。

写真の端に木の枝が見えますが、これは隣の畑との境木のようなようです。

ここの道の反対側にはワラビ畑があるのですが、それ以外の周囲の畑は、申請地と同じような状態でした。

またここは山の裾野で、日当たりが非常に悪いです。

所有者は●●歳で、今後管理できるのか、近隣の耕作者は何軒も無いようです。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**6区 木村 誠司推進委員** 6区推進委員の木村です。

先日、現地確認をしました。

写真のとおりススキたくさん生えていまして、草を刈ってみれば畑に戻るようにも思いますが、年齢的なこともあろうかと思ひます。

皆さまのご判断、よろしくお願ひいたします。

**6区 木村 雄一推進委員** 同じく6区推進委員の木村です。

新井委員、木村推進委員とともに現地を確認しました。

お二人のお話のとおり、一面ススキが覆い茂っておりました。

この一段下に市道があり、またその一段下に自宅があるのですが、高齢なので畑に通うのが大変なようです。

耕作は厳しいのではないかと判断しました。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**1番 新井 範委員** 1番の新井です。

言い忘れましたが、ここはイノシシやシカが来るところで、何を作っても動物に荒らされてしまうようなところです。

動物の餌を作っているようなもの、らいしです。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区の小久保です。

今の説明をいただきましたが、年齢が●●歳ということです。

後継者、家族構成はどうなっていますか。

**事務局（高野主事補）** 息子さんがおられますが、畑をやるような話は無いようです。

**5区 新舟 文男推進委員** 5区の新舟です。

先ほどの説明で、●●歳だから耕作はできないとの事でした。

このことと、農地かどうかの判断は別なのではと思うのですが。

もう一点はイノシシやシカの害で農作物が作れないとの話がありましたが、それなら電気柵を設置するなりして、やる気があればできるのではと思うのです。

以上、意見でした。

**事務局（高野主事補）** 休憩をお願いします。

**議長（横田 友会長）** 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

**議長（横田 友会長）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**5区 高田 忠一推進委員** 5区の高田です。

ちょうど今、農地パトロールをやっているわけです。

何のためにやっているかという、まさにこのような時の判断の一助にするべきと思うのですよ。

ちなみに、今年の判断、昨年の判断はどうだったのですか。

**事務局（高野主事補）** 昨年度の判定は黄色、それまでも黄色判定が続いていました。

**5区 高田 忠一推進委員** それから、もう一つ。

後継者がいないという理由で判断されてもおかしいと思うのです。

もし、その判断で非農地となってしまうと、じゃあうちも非農地にしてもらおうということになり、困ることになるんじゃないかなと。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑、または意見はありませんか。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区の小久保です。

この申請地の周りには農業をやられている人が少ないとの話がありましたが、何軒くらいいるのですか。

**6区 木村 雄一推進委員** ここは●●●区という地区なんですが、はっきり軒数は分かりませんが、数軒です。

ほとんどが高齢者です。

**3区 小久保 健司推進委員** この申請地の近くに耕作地はあるんですか。

**6区 木村 雄一推進委員** すぐ近くに果樹が植えてある畑はあります。

**7番 豊田 恵男委員** 7番 豊田です。

写真をの左隣の土地の地目は何ですか。

**事務局（高野主事補）** 畑となっております。右側も畑です。

**7番 豊田 恵男委員** 両方とも畑？

**事務局（高野主事補）** おっしゃるとおりです。

**7番 豊田 恵男委員** どちらからも非農地判断が出ていないわけですよ。

**事務局（高野主事補）** 今のところ出ていません。

**7番 豊田 恵男委員** となると周りより悪い状態ではないのに、ここだけ非農地にするのは無理があるように感じるのですが。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号 番号4について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 挙手なしであります。よって、「農地に該当する」ことに決しました。

新井委員におかれましては席にお戻りください。

（着席を確認して）

日程第8 閉議・閉会

**議長（横田 友会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これもちまして秩父市農業委員会 令和6年第11回定例総会を閉会いたします。